

令和 7 年 1 0 月 2 4 日

北 海 道 開 発 局

指名停止措置を行いました

～公契約関係競売等妨害又は談合～

北海道開発局は、株式会社中央技術コンサルタンツの東北支店長が公契約関係競売入札妨害の罪で起訴されたことから、指名停止 2 か月の措置を行いました。

（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第 2 第 8 号ロに該当）

株式会社中央技術コンサルタンツの東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和 7 年 7 月 21 日、宮城県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年 8 月 8 日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴されました。

その後、同支店長は、同市が発注した別の業務においても、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、同年 8 月 20 日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で追起訴されたことから、指名停止措置を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社中央技術コンサルタンツ	東京都新宿区西新宿 8-5-1

2. 指名停止措置期間：令和 7 年 1 0 月 2 4 日～令和 7 年 1 2 月 2 3 日（2 か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第 2 第 8 号ロ

措 置 要 件	期 間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第 12 号に掲げる場合を除く。）。 イ 当局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2 カ月以上 12 カ月以内 1 カ月以上 12 カ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 中本 敦浩（内線 5490）

事業振興部 工事管理課 課 長 補 佐 鈴木 千成（内線 5482）

事業振興部 工事管理課 上 席 専 門 官 水野 史朗（内線 5499）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

